

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 令和5年11月9日(木)  
開 会 午後 2時30分  
閉 会 午後 3時13分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 松 本 淳   |
| 教育長職務代理者 | 鳥 海 正 明 |
| 委 員      | 小 島 千 鶴 |
| 委 員      | 朝 倉 暁 生 |
| 委 員      | 蓮 池 政 貴 |
4. 出席職員
- |            |         |
|------------|---------|
| 教育次長       | 村 田 真 二 |
| 管理部長       | 牟 田 重 実 |
| 学校教育部長     | 日 高 祐一郎 |
| 生涯学習部長     | 三 澤 史 子 |
| 教育総務課長     | 田 島 正 則 |
| 施設課長       | 高 誠 司   |
| 学務課長補佐     | 有 村 慎 一 |
| 保健体育課長     | 吉 田 浩 一 |
| 総合教育センター所長 | 太 田 由 紀 |
| 教育支援室長     | 神 田 順 子 |
| 市立船橋高校事務長  | 鈴 木 靖 弘 |
| 文化課長       | 阿 部 健一郎 |
| 生涯スポーツ課長   | 石 山 公 唯 |
| 西図書館長      | 柴 山 和香子 |
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項
- 議案第38号 令和5年度末及び令和6年度船橋市立船橋高等学校の校長及び職員  
の人事異動方針について
- 議案第39号 令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい  
て

議案第40号 令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第41号 令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

### 第3 報告事項

- (1) 令和5年第3回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 令和5年度末及び令和6年度公立学校職員人事異動方針について
- (3) 史跡取掛西貝塚保存活用計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施について
- (4) 船橋市図書館指定管理者評価（令和4年度実績）の決定について
- (5) 中学総体駅伝の部結果について
- (6) 令和5年度船橋市児童生徒社会科作品展特別展について
- (7) 令和5年度船橋市特別支援教育推進大会のご案内
- (8) 令和5年度全国大会等への出場について
- (9) 令和5年度船橋市所蔵作品展「フナバシストーリー―北井一夫」
- (10) 第68回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会について
- (11) その他

### 6. 議事の内容

#### 【教育長】

ただいまから教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りします。

10月19日に開催しました教育委員会会議10月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

ありがとうございます。

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認をいたします。

それでは議事に入りますが、本日の案件は、議案第38号から議案第41号の議案4件、報告事項(1)から(11)の報告事項11件です。議案第39号から議案第41号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当いたします

ので、非公開といたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第38号について、学務課、説明願います。

学務課課長補佐。

**【学務課課長補佐】**

議案第38号「令和5年度末及び令和6年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」ご説明させていただきます。

お手元の資料本冊5ページをご覧ください。

市立高等学校の教員は、千葉県で採用された職員を市に充てているものであり、その人事については県の人事異動方針を踏まえて行う必要があります。よって、今回定めようとする市立高等学校の人事異動方針は、参考でつけさせていただきました県の人事異動方針に準じたものとなっております。

県の人事異動方針には、小中学校に勤務する県費負担教職員についての記載もあり、市立高等学校には当てはまらない内容がありますので、その点につきましては省いて作成しております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

**【教育長】**

県の人事異動方針は8ページ、9ページですかね。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第38号「令和5年度末及び令和6年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第38号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号について、施設課、総合教育センター、文化課の順に続けて説明願います。

施設課長。

**【施設課長】**

施設課から12月補正予算を上げたいと考えておりますのは、学校の体育館、武道室にエアコンを設置するものです。

別冊資料の44、45ページ、補正予算参考資料をご覧ください。

これまで学校体育館の空調設置につきましては、学校、子どもたち、保護者から度々要望が寄せられています。しかしながら、大規模な構造的改修、断熱改修がセットでない効果と効率が得られず、多額の費用と利用できない長い改修期間がネックとなっております。他の自治体でも様々な手法を模索しており、その中から本市に合う手法を研究してまいりました。その結果、体育館の空間全体を冷房するのではなく、床から2メートル程度の高さまでの冷房効果を求めるのであれば、大規模な断熱改修をしなくとも一定の効果を得られることが分かりました。これは、冷気が重く、空間の下部にとどまる性質を利用したものです。

このようなことから、まずは空調設備を設置することといたします。断熱につきましては、屋根からの太陽熱の影響が大きいと考えられますが、近年の公共建築物保全計画にのっとり屋根の改修において遮熱塗装をしております。これも一定の効果があると考えております。その効果を検証しながら、必要があれば今後遮熱塗装以外の改修を実施していきたいと考えております。

令和5年12月補正予算額の内容は、項中学校費の体育館整備費が20億7,695万4,000円、うち起債が20億7,560万円、一般財源が135万4,000円。それから、項高等学校費の施設整備費が2億4,806万4,000円、うち起債が2億4,800万円、一般財源は6万4,000円、総額23億2,501万8,000円の増額補正予算となります。

47ページをご覧ください。

全ての中学校、高校の年度内の発注を目指しますが、今年度中の支出が見込めないため、全額繰越明許をかけます。

スケジュールについてですが、この夏の猛暑から一刻も早い対応が必要と考えました。まずは、庁内各部署の電気職、機械職をそれぞれ4人程度、それから施設課各2名を含めて建築課の兼務とし、年度内に中学・高校の実施設計を進めます。完了したのから順次工事の発注をかけて、来年の8月頃には利用できるようにいたします。

引き続き小学校、特別支援学校の設計をし、こちらも完了次第工事を発注し、7年度末までに全校の設置完了を目指します。ついては、中学校、高校分工事費を12月の補正予算計上するものです。

なお、小学校、特別支援学校分につきましては、約24億4,100万円となりますが、発注が令和6年度になる見込みですので、令和6年度当初予算に計上予定です。

施設課からの説明は以上となります。

#### 【総合教育支援センター所長】

続いて、総合教育センターより、同じく補正予算についてご説明いたします。

別冊資料44、45ページをご覧ください。

特別支援学級の整備を進めるため、令和6年度に開設を予定している特別支援学級6校の教室修繕費です。内訳は、自閉症・情緒障害特別支援学級を法典西小学校、薬田台南小学校、七林中学校、御滝中学校、知的障害特別支援学級を丸山小学校、小栗原小学校に開設することを計画しております。

補正予算額は424万9,000円です。

次に、学習バス運行業務委託料に係る債務負担行為について説明いたします。

別冊1の48ページをご覧ください。

学校教育の充実及び保護者負担経費軽減を図るために各学校が行う校外学習等の運行用としてバスを借り上げるもので、令和5年度から令和6年度の2か年の事業となります。債務負担行為の金額は9,435万1,000円です。

以上、2つの事業費の補正予算は企画財政部より査定を得ていますので、令和5年第4回船橋市議会定例会に上程することについてご審議いただきたいと思っております。

総合教育センターからは以上です。

#### 【文化課長】

続いて、文化課よりご説明いたします。

別冊1、44、45ページをご覧ください。

一番下段の文化財調査費です。土地の開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査件数が増加したため、発掘調査に係る費用を3,234万円補正するものです。

続きまして、別冊の48ページをご覧ください。

表の一番下の市民ギャラリー・茶華道センター指定管理料について、今回の定例会にて両施設の令和6年度から7年度までの2年間の指定管理者の指定議案を提出し、指定管理料に関する債務負担行為を組むこととしております。金額は2年間で4,837万5,000円を計上しております。指定議案の内容につきましては、この後議案第41号でご説明させていただきます。

文化課からの説明は以上です。

**【教育長】**

ただいま3つの課から説明がありましたが、何か全体的にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

小島委員。

**【小島委員】**

すみません、体育館のエアコンの設備についてお伺いします。

とてもいいことだと思うんですけども、すみません、具体的に何かどのような工事をされるのかがちょっとイメージが湧かなかったので、教えてもらえればと思います。お願いします。

**【教育長】**

施設課長。

**【施設課長】**

具体的な工事の内容ということですが、基本的にはエアコンの機械を体育館に入れていくというような感じになります。能力の関係から、かなりの台数入ることになりますので、そういったものの内容になります。

**【教育長】**

よろしいですか。

小島委員。

**【小島委員】**

来年度予算になるのかなと思うんですけども、そうすると光熱費もやっぱり上がる見込みというふうに、これは全部他部署のお話なんですから分からないですけども、上がる見込みになるのかとかも併せて教えてもらえればと思います。

**【教育長】**

施設課長。

**【施設課長】**

光熱費は上がります。大体今のところ試算では、年間で、小中学校も全部完成した暁ということになりますけれども、1億円ぐらいプラスになる見込みです。

以上です。

**【教育長】**

そのほか、いかがでしょうか。

朝倉委員。

**【朝倉委員】**

すみません、朝倉です。

今のエアコンに関連することなんですけれども、先ほどのお話で地上2メートルぐら  
いまでは涼しいというお話だったかと思うんですけれども、何か例えばコンサートホー  
ルみたいな静的なところだったら何となくそんな感じもするんですけれども、体育館だ  
と結構運動して空気がかき回されるような気がするんですが、参考にされた事例とかで  
実際に運動後でも冷気がとどまるみたいなところという、効果の検証みたいなのはされ  
ているんでしょうか。

**【教育長】**

施設課長。

**【施設課長】**

実際に船橋市と同じような造りの体育館にエアコンを入れているような、今回船橋市  
も入れようかと思っているような同じようなやり方でやっているところに視察してまい  
りまして、宇都宮市と日野市、2市に行ってまいりました。それぞれ体育館の中の運動  
している状態を見させていただいて、下の部分とギャラリー、大体3メートルぐら  
いなんですけれども、そのぐらいの高さとか、あるいはさらに高いところの温度をそれぞれ測っ  
た上で検証しております。

実際、2.5メートルぐら  
いの高さにエアコンを設置するんですが、それより下ぐら  
いに冷たい空気がたまっている状態で、ちょうどギャラリーに上がってみると空気が2  
層に分かれているような状態になっているというのが分かりました。

以上です。

**【朝倉委員】**

分かりました。ご丁寧にありがとうございます。

**【教育長】**

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第39号「令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取

について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第39号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号について、生涯スポーツ課、説明願います。

生涯スポーツ課長。

**【生涯スポーツ課長】**

議案第40号、訴えの提起について、藤原まちかどスポーツ広場放置車両についてご説明いたします。

資料は別冊1の50ページから52ページとなります。

議案第10号「訴えの提起について」ご説明いたします。

内容といたしましては、藤原まちかどスポーツ広場の駐車場に放置され船橋市が倉庫に移送した車両の所有者に対し、車両の撤去と倉庫の明渡し並びに本件車両のレッカー移動に要した費用等のために船橋市が負担した6万3,690円の支払い等を求める訴えを提起するものでございます。

訴えの提起をするに当たりましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得る必要があることから、議案を提出するものであります。

本件の訴えの提起に至りました経緯を説明させていただきます。

資料の52ページをご覧ください。

被告となるべき者、以降、被告と申し上げます。この者は、藤原まちかどスポーツ広場の駐車場に令和4年4月下旬頃から軽自動車を放置しておりました。被告の当時の本市内にあります住所登録地に訪問をし、本件車両を移動することを求めること等を記載しました通知を郵便受けに投函するも、移動等対応はございませんでした。

同年10月に本件の車両が車上荒らしに遭い、オイル類が液漏れをしていたことから、危険性を鑑み、船橋市運動公園への移送及び燃料タンクの取り外しを行い、運動公園の外倉庫へ保管することといたしました。

被告は、市としての対応を検討中の同年10月25日に本市から福島県いわき市に転出をしました。その後、被告が市外へ転出したことを把握したことから、令和5年6月30日に内容証明郵便にて、本件車両を市が保管しているため、直ちに引き取った上で本件車両のレッカー移動に要した費用及び燃料タンク等の取り外しに要した費用を支払



うよう通知し、同年7月2日に配達を完了いたしております。

しかしながら、被告からの連絡はないことから、同年9月12日に再度通知をし、配達済みとなっていることを確認しておりますが、被告からの連絡はなく、船橋市運動公園の本件倉庫を不法占拠しており、現在に至っております。

現在、いまだ明渡しがされておらず、支払いもされておられませんことから、本件車両の撤去及び本件倉庫の明渡し並びに本市が負担した6万3,690円の支払い等を求める訴えを提起するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

#### 【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第40号「令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第40号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号について、文化課、説明願います。

文化課長。

#### 【文化課長】

議案第41号、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

別冊1の54ページをご覧ください。

議会への提出議案番号は第11号となります。

令和6年度から7年度までの2年間における両施設の指定管理者について、10月16日に開催しました指定管理者選定委員会で、公益財団法人船橋市公園協会が指定管理者候補者として選定されました。

選定の経緯につきましては前回の会議でご説明させていただきましたので、簡単にご説明いたします。

今回の選定は、同施設の現指定管理者である船橋市文化・スポーツ公社が令和6年4

月に船橋市公園協会に吸収合併される見込みとなったことに伴い、非公募で実施したものでございます。

9月から3回にわたる選定委員会で、運営上の基本方針や業務計画などの内容が審査され、全ての評価項目において基準点をクリアしたことから、合併後存続する法人である公園協会が選定されたものでございます。

文化課からの説明は以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま説明がございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第41号「令和5年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第41号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、管理部、報告願います。

管理部長。

#### 【管理部長】

報告事項（1）令和5年第3回船橋市議会定例会の報告について、その概要をご報告いたします。

資料は本冊13ページになります。

会期は、令和5年9月5日から10月11日までの37日間で開催されました。

教育委員会に関連する議案等につきましては、記載のとおり議案2件、認定1件、陳情1件で、議案第12号は鳥海委員の任命について同意を求める議案でございました。

議案等に対する主な質問事項ですが、9月12日に行われた議案に対する質疑では、3人の議員から質問がありました。

また、9月14日から21日の間に行われた一般質問では17人の議員から、10月4日に行われた予算決算委員会全体会総括質疑では2人の議員から、そして議会最終日10月11日の市長からの専決処分の報告では1人の議員から、それぞれ質問がござい

ました。

質疑概要は14ページから43ページに議員ごとに整理していますので、ご不明な点がございましたら、この後ご質問をいただければと思います。

続きまして、44ページをご覧ください。

教育委員会に関連する議案等の各委員会及び本会議での採決結果でございます。

議案第7号「船橋市東部公民館等複合施設大規模改修工事請負契約の締結について」は、文教委員会、本会議とも全会一致で可決。

議案第12号「教育委員会委員任命の同意を求めることについて」は、総務委員会、本会議とも全会一致で同意。

認定第1号「決算の認定について（一般会計）」については、予算決算委員会、本会議とも賛成多数で認定。

陳情第45号「金杉台中学校跡地を発達障害児童・生徒の学び舎として活用することに関する陳情」については、文教委委員会、本会議とも賛成少数で不採択という結果でございました。

令和5年第3回船橋市議会定例会の報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（2）について、学務課、報告願います。

学務課課長補佐。

#### 【学務課課長補佐】

報告事項（2）令和5年度末及び令和6年度公立学校職員人事異動方針について報告いたします。

お手元の資料、本冊45ページからご覧ください。

公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針につきましては、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。船橋市としては、県の方針に基づき、今年度も教職員の人事を進めてまいります。

なお、県の人事異動方針の大きな変更点といたしましては、本冊46ページになります。実施要綱の3、管理職への登用等についての（6）が追加されました。（6）管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を管理職に特例で任用するという内容です。

次に、公立小中義務教育学校職員人事異動実施細目についてです。

本冊47ページをご覧ください。

こちらにつきましては、まず、1、適正配置についての（4）の内容が一部整理され

ました。整理された内容ですが、「なお、長期的展望に立った学校の円滑な運営ができるようにするため、校長については、同一校勤務が3年以上となるように見通しを持った配置に努めるとともに、管理職の1年以内の配置換え及び同時異動は、行わないことを原則とする」という文言が48ページの3、管理職についての(3)に記載されることとなりました。

続いて、2、広域人事についての(3)につきましては、一部が削除されました。削除された内容は、「なお、2つの教育事務所にまたがる市町村合併が行われた場合、当分の間、合併前の教育事務所の管轄区域を踏まえた広域異動希望については配慮する」という文言です。

続いて、3、管理職については、先ほど説明しました(3)に加えて、(4)管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、従前の勤務実績、面接等に基づく選考により、管理職として特例で任用するという内容が追記されています。

最後に、本冊49ページをご覧ください。

6、定年前再任用短時間職員・暫定再任用職員についてですが、今回の定年延長により、新たな再任用制度が運用されることとなり、定年前再任用短時間勤務職員の導入と名称が新たな表現になった暫定再任用が変更部分となっています。

報告は以上です。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項(3)について、文化課、報告願います。

#### 【文化課長】

文化課でございます。

本冊の53ページをご覧ください。

報告事項(3)史跡取掛西貝塚保存活用計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施についてご説明いたします。

令和3年10月に国史跡に指定された取掛西貝塚に関する文化財保護法の規定に基づく保存及び活用に関する計画につきまして、学識経験者や学校関係者、地元自治会で構成された計画策定委員会のご意見を聞きながら、令和6年4月1日からの施行を目指して策定を進めており、現在素案の最終調整を行っているところです。

この計画の素案について、船橋市政に係る重要な計画の議決等に関する条例に基づき、市民の皆様からご意見をいただくパブリック・コメントを12月15日から1月15日に実施する予定としております。

資料閲覧可能場所、計画の概要につきましては記載のとおりでございます。

なお、素案につきましては、完成次第、委員の皆様へ郵送させていただきます。お気づきの点などがございましたら、文化課までお問合せいただければと思います。

簡単ではございますが、文化課からの報告は以上となります。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項（４）について、西図書館、報告願います。

西図書館館長。

#### 【西図書館館長】

それでは、報告事項（４）船橋市図書館指定管理者評価（令和４年度実績）の決定につきまして、資料は本冊の５５ページから５６ページとなります。

図書館では、平成２９年度から、中央、東、北図書館に指定管理者制度を導入しており、この指定管理者の管理について第三者による点検評価を行うため、船橋市図書館指定管理者評価委員会を設置しております。このたび、令和４年度の実績を対象とする評価が決定いたしましたので、ご報告いたします。

まずはじめに、評価の基準についてご説明いたします。

資料５６ページ下段をご覧ください。下段の項目別評価状況の欄でございます。

５８ページ以降の各項目の評価は、こちらにありますとおり、要求水準と提案水準の２つを基準としております。要求水準とは基本協定、年次協定、仕様書等で求める水準のことで、提案水準とは指定管理者から提出された事業計画書等で提案された水準を指します。

この要求水準、提案水準と同等の場合はＡ評価、上回る場合はＳ評価、下回った場合で速やかな改善が見込まれる場合はＢ評価、下回った場合で抜本的な見直しが必要である場合はＣ評価などとしております。令和４年度は、４５ある各評価項目のうち、評価委員会では３項目をＳ、４０項目をＡ、２項目をＢと評価しております。

次に、同じページの中段、総合評価の基準をご覧ください。こちらは、各評価項目を踏まえた総合評価の基準で、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃの４段階評価としております。４５ある評価項目がＳ、Ａのいずれか及びＢ評価で構成されており、Ｓ、Ａの割合がＢの割合以上であるため総合評価はＡ、ページ戻りまして５５ページにありますとおり、総合評価はＡと評価されております。

総合評価の記述欄をご覧ください。令和４年度は、指定管理者制度に移行して２期目、１期５年間でございますが、同じ指定管理者、指定管理者はＴＲＣ・野村不動産パートナーズ共同企業体でございます。その同じ指定管理者で６年目となった、指定管理館の

3館は、これまでの知識と経験の蓄積を生かし、それぞれの館の特性や地域性を考慮した運営を行っている。そして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りながら事業を行うという制約の一年であったが、利用状況はコロナ前に戻りつつある中、ほとんどの項目が要求水準・提案水準と同等であったため、総合評価をAというふうに評価いただいております。

また、各項目のS及びBの評価につきましては、こちらにありますとおり、評価の中身として、Sの事項は移動図書館に関して停車が困難になった際のステーションの変更や公民館の大規模改修工事に伴う巡回の増加を行ったこと、展示や企画事業が数多くあり、内容が充実しており、市民への多種多様な学習の機会が提供されていることなど、学校との連携の取組として、東図書館を学校連携担当館として学校単位で利用券を発行したことなどがあった。

B評価の事項については、北図書館で年度末の図書の選書・発注の滞りがあったことや、個人情報に掲載された帳票を保管期間中に誤ってシュレッダー処理し廃棄したこと、なお、いずれも改善策が取られているというように評価をいただいております。

B評価の項目に関してでございますが、選書・発注につきましては、年度内に納品と図書館システムへの登録は完了いたしました。また、新たな予算管理ツールを導入するなどの業務改善を行っているところでございます。また、個人情報の取扱いにつきましては、作業方法の見直しや個人情報保護に関する研修を実施するなど、いずれも再発防止策が講じられているところでございます。

要求・提案水準と同等のA評価とそれを上回るS評価を合わせますと43項目となりました。このことから、期待する管理運営が適切になされているものと考えております。今後も指定管理者制度の導入意図であるさらなる図書館サービスの向上につながるよう、引き続き点検評価を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

小島委員。

#### 【小島委員】

やっぱりB評価のところというのは、注意していかなきゃいけないところなんだろうなと思うんですけども、北図書館で生じた選書の関係でぎりぎりになってしまったというところで、そもそも選書をどういうふうに図書館単位でやっているのか、ほかの図書館は通常ではこういうふうにやっています、北図書館ではこういうことがあったが、それでこういう事態が生じたというところ、具体的に教えていただくことはできませんでしょうか。お願いします。

**【教育長】**

西図書館館長。

**【西図書館館長】**

北図書館における選書に関してでございますけれども、通常は、図書館では主に一般の図書であるとか児童図書であるとかということで、大きく担当を分けまして、それぞれの担当ごとに配分された予算の範囲の中で、年度の一年を通して選書・発注してまいります。予算の範囲内で計画的に選書、司書が自ら選定する図書やリクエストに対応する図書など、予算配分を考えながら選書し、各図書館の資料収集担当者が毎週会議を行っておりまして、必要に応じてその会議の中でこの図書はどこで買うかどうかというような割り振りなども行いながら、選書・発注を行っているところでございます。

北図書館につきましては、一般書のほうで通常よりもといいますか、予算の範囲の中で一般書をスピードを持ちまして早めに多く購入し過ぎてしまいまして、そこで発注の配分がうまくいかなかったということと、児童図書のほうでは発注がゆっくりし過ぎてしまって、年度末に大量に購入、選書を発注することとなったということで、いずれも職員同士、館内の状況の共有などが十分になされていなかった、または、各担当間での選書状況の共有が十分になされていなかったということと、その状況が館長などが十分に把握し切れずに年度末にこういったことが起きてしまったというふうに考えております。ですので、その管理の部分で十分にできるような業務改善をしていただいているところでございます。

**【教育長】**

よろしいですか。そのほかにいかがでしょうか。

朝倉委員。

**【朝倉委員】**

どうもご報告ありがとうございました。

ちょっと確認をしたいんですけども、この指定管理者の評価表というのは、船橋市図書館サービス推進計画の基本方針等とすり合わせて行われているという理解でよろしいでしょうか。

**【教育長】**

西図書館館長。

**【西図書館館長】**

この評価表につきましては、所管で持っている計画というよりも、指定管理者として図書館の管理運営をお願いしております仕様書ですとか、あと募集時点の募集要項ですとか、または選定の際に指定管理者が提案してきたこと、そういったことがきちとなされているかということ点を点検評価するためにこの委員会を設けまして、評価表をつくっているところでございます。ですので、図書館サービス推進計画などの部分については別途指定管理者と連携を図りながら行っているところでございます。

以上です。

**【朝倉委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（５）から（１０）につきましては、定例の報告事項でございますため、説明も省略したいと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（１１）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。特によろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議１１月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後３時１３分閉会